前回（７月２日）以降の原子力規制庁の動き

令 和 ７ 年 ８ 月 ６ 日
柏崎刈羽原子力規制事務所

原子力規制委員会（凡例：議題番号→①、原子力施設等におけるトピックス→Ⓗ）

7/9　第19回原子力規制委員会
　　④東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所７号機における追加検査の結果及び対応区分の変更

審査実績

【６号機　設計及び工事の計画の届出に関するもの】
　審査会合：なし
　ヒアリング：なし
　資料提出：なし
【６号機　特定重大事故等対処施設に関するもの】
　審査会合：なし
　ヒアリング：7/3, 7/9, 7/24
　資料提出：なし
【７号機　設計及び工事の計画の届出に関するもの】
　審査会合：なし
　ヒアリング：7/7, 7/14, 7/23
　資料提出：7/7, 7/22, 7/30
【７号機　特定重大事故等対処施設に関するもの】
　審査会合：なし
　ヒアリング：7/3, 7/9, 7/10, 7/17, 7/24
　資料提出：なし
【全号機　原子炉施設保安規定に関するもの】
　審査会合：なし
　ヒアリング：なし
　資料提出：なし

規制法令及び通達に係る文書

7/7　東京電力ホールディングス（株）から柏崎刈羽原子力発電所７号機の設計及び工事計画届出書等を受理
7/9　東京電力ホールディングス(株)に柏崎刈羽原子力発電所７号機における原子力規制検査（原子力施設安全に係る追加検査）の終了及び対応区分の変更を通知
7/22 東京電力ホールディングス(株)から柏崎刈羽原子力発電所第７号機の設計及び工事計画届出書の一部補正等を受理
7/24 東京電力ホールディングス(株)から柏崎刈羽原子力発電所の発電用原子炉主任技術者選任・解任届出書を受理
7/24 東京電力ホールディングス(株)から柏崎刈羽原子力発電所の電気主任技術者選任又は解任届出書を受理
7/28 東京電力ホールディングス(株)から柏崎刈羽原子力発電所第６号機の使用前確認申請書及び使用前検査申請書を受理
7/28 東京電力ホールディングス(株)から柏崎刈羽原子力発電所第７号機の使用前確認申請書及び使用前検査申請書に係る変更の内容を説明する書類を受理

7/31 東京電力ホールディングス(株)から柏崎刈羽原子力発電所第 6 号機及び第 7 号機の
設計及び工事の計画の認可申請書の一部補正等を受理

被規制者との面談

7/4　原子力エネルギー協議会の核物質防護訓練に係る説明について
7/17 柏崎刈羽原子力発電所 6 号機の低圧タービン取替工事に伴う使用前事業者検査に
関する面談
7/18 原子力規制検査に関する東京電力ホールディングス(株)との面談
7/25 東京電力ホールディングス株式会社の柏崎刈羽原子力発電所６号炉及び７号炉における
地震等に関する面談
8/1　東京電力 HD_柏崎刈羽_指標 10 訓練（緊急時対応組織の実動訓練）5 週間前面談及び
平常時の広報活動に係る面談

その他

7/23 報告書案の公表　令和 7 年度第 1 四半期原子力規制検査報告書(案)

放射線モニタリング情報

福島第一原子力発電所近傍海域の海水の放射性物質濃度測定結果、各都道府県のモニタリングポストの空間線量率等の放射線モニタリング情報を以下のポータルサイトで発表
https://radioactivity.nra.go.jp/ja/updates

以　上

資料４

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所７号機における追加検査の結果及び対応区分の変更

令和７年７月９日
原 子 力 規 制 庁

１．趣旨

本議題は、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）柏崎刈羽原子力発電所７号機において実施した追加検査の結果を報告し、追加検査の終了、当該検査結果を受けた原子力規制検査における対応区分の変更及びその変更に係る通知の発出についての了承を諮るものである。

２．経緯

令和７年４月 17 日付けで、東京電力柏崎刈羽原子力発電所７号機において、連続する過去４四半期の重大事故等対処設備における運転上の制限からの逸脱件数が累計４件となり安全実績指標（PI）において「白」が１件となったことから、令和７年度第６回原子力規制委員会（令和７年４月 30 日）において、同発電所７号機における原子力規制検査の対応区分を第１区分から第２区分とすることが了承された。

また同日の原子力規制委員会において、東京電力に対して、追加検査を実施すること並びにパフォーマンス上の問題に係る事実関係、直接原因、根本原因及び背景要因の特定、改善措置活動の計画及び実施状況に関する報告を求めることが決定された。令和７年５月 12 日付け（令和７年６月 12 日に一部修正）で東京電力から上記事項が記載された報告書が提出され、原子力規制庁は追加検査を実施した。

３．追加検査の結果（委員会報告事項）

東京電力から報告書の提出を受け、原子力規制検査等実施要領等に基づき、同発電所７号機における追加検査を実施し、直接原因、根本的な原因及び背景要因の特定が適切に行われているか、これらを受け改善措置活動の計画が適切に立案されているかを確認した。追加検査の結果を別添１のとおり報告する。

なお追加検査結果の報告書案に対し、期限までに、東京電力から意見陳述はなかった。

４．追加検査の終了、対応区分の変更、通知の発出（委員会了承事項）

上記３．を受け、原子力規制検査等実施要領等に基づき、同発電所７号機における追加検査を終了するとともに、対応区分を本日より第１区分に変更し、その旨を東京電力に対して別添２のとおり通知することについて了承いただきたい。

【附属資料一覧】

別添１	東京電力ホールディングス株式会社　柏崎刈羽原子力発電所７号機 原子力規制検査報告書（原子力施設安全に係る追加検査）
別添２	柏崎刈羽原子力発電所７号機における追加検査の終了について（通知） ※別添２には別添１の資料を添付して通知する。
参考１－１	表　柏崎刈羽原子力発電所７号機　SA 設備の LCO 逸脱
参考１－２	表　本追加検査に係る経緯
参考２	安全実績指標の一覧表
参考３	関連法令及び関連検査ガイド（抜粋）
参考４	原子力規制検査制度の枠組みと実用炉に係る対応区分について

別添1

東京電力ホールディングス株式会社
柏崎刈羽原子力発電所7号機
原子力規制検査報告書

（原子力施設安全に係る追加検査）

令和7年7月

原子力規制委員会

目　次

１．はじめに.....1
２．実施概要.....1
３．検査方針.....2
４．検査結果.....3
４．１　検査対象事象に対する直接原因の特定に係る確認結果.....3
４．２　根本的な原因及び背景要因の特定に係る確認結果.....6
４．３　改善措置活動に係る確認結果.....8
５．結論.....10

別紙１　柏崎刈羽原子力発電所７号機の追加検査に係る検査対象事象一覧
別紙２　東京電力ホールディングス株式会社が策定して改善措置一覧
別紙３　確認資料

（参考）本追加検査に係る経緯
　　要因分析表（東電報告書から抜粋）

１．はじめに

令和７年４月 17 日付けで、「原子力規制検査等に関する規則」（令和２年原子力規制委員会規則第１号。以下「規則」という。）第５条の規定に基づき東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から柏崎刈羽原子力発電所７号機における令和６年度第４四半期の安全実績指標（以下、「PI」という。）の報告があった。これにより連続する過去４四半期（令和６年度第１四半期から令和６年度第４四半期）において、重大事故等対処設備（以下、「SA 設備」という。）における運転上の制限からの逸脱（以下、「LCO 逸脱」という。）件数が合計４件となった。これは「安全実績指標に関するガイド」に基づけば、柏崎刈羽原子力発電所 7 号機の PI の一つの値が「白」に分類される。４件の LCO 逸脱は、全て衛星電話設備の機能喪失によるものであった。

令和７年度第６回原子力規制委員会（令和７年４月 30 日）において、「原子力規制検査等実施要領」等に基づき原子力規制検査における対応区分を第２区分へ変更することについて了承され、東京電力に対して当該４件の SA 設備（衛星電話設備）の LCO 逸脱に係る直接原因、根本的な原因及び背景要因の特定結果並びにこれらを踏まえた改善措置活動の計画及び実施状況について、令和７年５月３０日までに報告することを求めた上で、追加検査を実施する旨の通知の発出が決定された。

その後、令和７年５月 12 日付け原管発官 R7第 45 号をもって、東京電力から「柏崎刈羽原子力発電所７号機　運転上の制限からの逸脱に係る対応について」（以下「東電報告書」という。）の報告を受けた。東電報告書の内容を踏まえ、規則第３条第２項第１号の規定に基づく追加検査（追加検査１）を令和７年５月 22 日、23 日に実施した。

令和７年６月 12 日付け原管発官 R7第 62 号をもって、東京電力から東電報告書の見直しについて報告を受けたことから、見直しされた内容を含めて追加検査報告書を取りまとめた。

２．実施概要

（１）事業者名：東京電力ホールディングス株式会社
（２）事業所名：柏崎刈羽原子力発電所
（３）検査実施日：令和７年５月 22 日～23 日
（４）検査実施者：原子力規制部検査グループ実用炉監視部門
渡邉　健一
長澤　弘忠
柏崎刈羽原子力規制事務所
伊藤　健
（５）検査時間：35 人・時間

3. 検査方針

追加検査では SA 設備（衛星電話設備）の LCO 逸脱4件の事象（以下「検査対象事象」という。）（別紙1参照）に対し、東京電力による直接原因、根本的な原因及び背景要因の特定が適切に行われているか、これらを受け改善措置活動の計画が適切に立案されているかについて、以下の視点に基づき検査を行った。追加検査では、東電報告書の内容、設備の設置現場、工事記録、規定類等の確認を行った。

柏崎刈羽原子力発電所7号機に係る追加検査の確認の視点

検査事項	確認の視点
① 直接原因の特定	個別事象ごとに ・直接原因を特定するための方法が明確にされているか。 ・発生した事象の内容が詳細に把握され、問題点が明確にされ、その上で具体的な直接原因が特定されているか。 ・東京電力のパフォーマンス上の問題に係る事実関係が詳細に把握されているか（東京電力のパフォーマンス上の問題がない場合、パフォーマンス上の問題がないとする根拠、PI の値が「白」と分類された要因である SA 設備の LCO 逸脱の直接原因）。
② 根本的な原因及び背景要因の特定	・根本的な原因及び背景要因を特定するために必要な体制が整備され、分析手法が確立されているか。 ・背景要因及び根本原因が直接原因から導き出され、具体的かつ明確であるか ・東京電力のパフォーマンス上の問題がないとする根拠が明確であるか。
③ 改善措置活動の計画の立案及び実施状況	・直接原因、根本原因及び背景要因で抽出された課題に対応する改善措置活動の計画が明確に定められ、実施されているか。 ・PI の値が「白」と分類された要因である SA 設備の LCO 逸脱に対する再発防止対策の計画が明確に定められ、実施されているか。

４．検査結果

４．１　検査対象事象に対する直接原因の特定に係る確認結果

原子力規制庁は、衛星電話設備の LCO 逸脱４件の直接原因について、３．検査方針に記載の追加検査の確認の視点に沿って、以下のとおり確認した。

（１）直接原因を特定するための方法について

原子力規制庁は、直接原因を特定するための方法について、以下の内容を確認したことから、直接原因を特定するための方法は妥当と判断する。

- 「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル」で規定する手順に沿って CR（コンデションレポート）等を発行し作業を行ったこと。
- 東京電力による衛星電話が通信不能に至る要因を分析した表を用いた調査（各構成機器[1]の予備との交換による通信確認など）及びメーカーによる調査（端末ログ調査など）をもとに不具合機器を特定したことに加え、衛星電話設備が一般産業品であることを踏まえ、メーカーとは異なる主体による原因究明調査も計画、実施したこと。特にアンテナについては、メーカーとは異なる調査会社による追加調査（アンテナ内部基板の分解・外観観察、電解コンデンサなどの電気特性測定、IC[2]のV/I[3]特性比較）を行ったこと。
- 伝送路については、東京電力経営技術戦略研究所（以下、「東京電力研究所」という。）が追加調査（分解検査、短絡部の成分分析）を実施したこと。

（２）直接原因の特定について

① アンテナの不具合

原子力規制庁は、５号機緊急時対策所の衛星電話設備（常設）No.１及び No.5のアンテナ不具合の箇所、不具合発生の原因について、以下の内容を確認したことから、直接原因の特定は妥当と判断する。

---

[1] 各事象で通信不能となった5号機緊急時対策所及び7号機中央制御室の衛星電話設備（常設）は、アンテナ、伝送路、衛星電話端末、電話機で構成されている。

[2] IC とは集積回路で「Integrated　Circuit」の略である。

[3] V／I 特性とは電流電圧特性のことであり、IC の電気回路に弱い交流信号を印加した際に生じる電圧値・電流値を記録し図やグラフ化したものを指す。

- 東京電力はアンテナの不具合に至る要因を要因分析表に網羅的に整理し、要因分析表に掲げる要因の中から、調査会社が実施したアンテナ内部基板の分解点検及び特性観察に関し、No.1及びNo.5ともにMCU[4]と呼ばれる制御系の中心となるICのV/I特性比較において、良品との特性に差異（No.1アンテナで7箇所、No.5アンテナで4箇所）があったと確認した。このことから、東京電力は、通信不能の原因はアンテナ内のICの不具合によるものと特定していた。

- No.1及びNo.5アンテナ内部基板のICが不具合に至った要因として、東京電力は、調査会社より、「季節及び昼夜の寒暖差による温度変化の影響」、「雷や大型の動力設備による誘導ノイズによる影響を受けた可能性」が高いとの報告を受けた。この報告を受け、東京電力は、雷や大型の動力設備による誘導ノイズがICの不具合を引き起こす可能性について調査し、不具合が発生した時期に同発電所及びその近辺への落雷がなかったこと、ケーブルルートに並行して大型動力設備がないことを現場確認及び図面で確認した。東京電力は、メーカーに対して、季節及び昼夜の寒暖差による温度変化がICに及ぼす影響について問合せを行い、メーカーから、使用環境内であっても、温度環境によっては経年劣化が早まる可能性があるとの見解を受けとった。東京電力はその見解を裏付ける技術的なデータまではメーカーから入手できなかったものの、寒暖差について、過去の柏崎地域の気象データを調査し、アンテナ設置後、1日の最低・最高気温の差が10℃以上を超える日が多数、20℃を超える日が数日あったことを確認した。以上の調査の結果から、東京電力は、アンテナ内部基板のICの劣化が加速した要因は、季節及び昼夜の寒暖差による温度変化の影響が一番可能性が高いと判断した。また、ICの劣化加速のメカニズムについて、東京電力は、寒暖差による温度変化を繰り返し受けることで、MCU内部での動作時の自己発熱に加えて、ICチップ自体も膨張や収縮の機械的応力を繰り返し受けることとなり、劣化を加速させたと推定した。

② コネクタの不具合

原子力規制庁は、7号機中央制御室の衛星電話設備（常設）のコネクタ部の不具合の箇所、不具合発生の原因について、以下の内容を確認したことから、直接原因の特定は妥当と判断する。

---

[4] MCUとはマイクロコントローラであり、CPUコア、メモリ、各種周辺回路を1つの集積回路（IC）に統合した電子部品。一般的には、Micro Controller Unit（MCU）と呼ばれ、組み込みシステムの中核を担う制御装置として使用される。

- 東京電力研究所によるケーブル、コネクタの分解調査の結果、ケーブル内部の外部導体を伝って水が浸入した形跡があること、コネクタ部には内部短絡を示すアークの溶融跡が確認されたことから、東京電力は、コネクタ内部への水分の浸入による内部短絡が発生し、当該衛星電話設備（常設）が通信不能に至ったと特定した。

- 東京電力は、同形状のコネクタを製造するメーカーから、まれに製造過程における熱収縮キャップの加熱加工時にバラツキが発生する可能性があるとの見解を得た。この見解も踏まえ、コネクタ内部への水分浸入に関する要因分析を行った結果、東京電力は、コネクタとケーブルを接続する箇所(かしめ部)に水分浸入防止として取り付けられる熱収縮キャップの製造過程における加熱加工時の収縮のバラツキによって、アンテナ側コネクタ部の熱収縮キャップとケーブルの間に微小な隙間が発生し毛細管現象により水分が浸入したと推定した。

③ 衛星電話端末の不具合

原子力規制庁は、5号機緊急時対策所衛星電話設備（常設）No.1及び No.2の衛星電話端末について不具合の箇所、不具合発生の原因について、以下の根拠を確認したことから、東京電力が、No.1及び No.2の衛星電話端末の不具合は一過性のものと推定したことは妥当と判断する。

- 東京電力による通信確認で異常が確認された緊急時対策所衛星電話設備（常設）No.1及び No.2の衛星電話端末については、メーカによる端末ログ調査では異常が確認されず、正常に通信可能であり再現性はなかった。

以上（1）及び（2）①～③により、原子力規制庁は、直接原因の特定について、東京電力が、「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル」で規定する手順に沿って作業を行ったこと、発生した事象の詳細及び問題点を東京電力、メーカーだけでなく、異なる調査会社、東京電力研究所による調査も行い把握していたこと、東京電力が要因分析表により問題点を網羅的に整理し、その上でこれら調査結果に基づいて要因を分析し直接原因を特定したことを確認した。

なお、事象の発生メカニズムについて一部推定が含まれているものの、本件調査が一般産業品に対するものであり、メーカー（海外）から得る情報に限界があることを考慮すれば、東京電力は可能な限りの調査を実施し、その結果に基づいて要因の絞り込みを行い、発生メカニズムを推定しており、原子力規制庁は、東京電力が実施したこの直接原因特定の

やり方は妥当であると判断する。

4．2　根本的な原因及び背景要因の特定に係る確認結果

原子力規制庁は、PI の値が「白」と分類された要因である SA 設備（衛星電話設備）の LCO 逸脱が複数回連続で発生したことの根本原因及び背景要因について、3．検査方針に記載の追加検査の確認の視点に沿って、以下のとおり確認した。

（1）根本原因及び背景要因の特定を行う体制ついて

原子力規制庁は、東京電力が、「根本原因分析の実施マニュアル」に定めた不適合分析スクリーニング基準に基づき、分析チーム（改善推進 G、原子炉安全 G、電子通信 G）を設置し、分析計画を策定していることを東電報告書で確認したことから、根本原因及び背景要因を特定するための体制が整備されていると判断する。

（2）根本原因及び背景要因の特定を行う分析手法について

原子力規制庁は、東京電力が、「根本原因分析の実施マニュアル」に従い、衛星電話設備（常設）の設計・調達・施工・維持管理に関わる業務の実施状況について、関連する施工企業や東京電力の関係者への聞き取り調査及び資料等の収集を行い、事実の把握と事象発生時の問題点の整理を行うとともに、個々の事象について時系列図を作成した上で、検査対象事象の要因関連図による分析（なぜなぜ分析）を実施することによって、背景要因を特定する作業を行っていることを、（別紙3）確認資料で確認したことから、根本原因及び背景要因を特定するための分析手法が確立されていると判断する。

（3）根本原因分析について

原子力規制庁は、東京電力が根本原因分析を実施した結果、東京電力のパフォーマンス及び組織的な問題はないという結論を出していることから、東京電力の根本原因分析結果の判断根拠（以下に述べる①～④）を確認したところ、判断根拠は妥当と考えられ、検査対象事象についての予見可能な問題点及び組織的な問題は確認されなかったことから、原子力規制庁として、東京電力がパフォーマンス及び組織的な問題はないと結論付けたことは妥当と判断する。

① アンテナの設置環境条件が適切であった根拠

原子力規制庁は、東京電力がアンテナの設計は設置環境条件を考慮して仕様要件を決定し、調達は仕様要件を満たす機器を選定していること、IC の不具合は施工不良が起因ではないこと、維持管理については定期的な通信確認と外観検査を実施し、衛星電話端末のログ解析により設置環境条件内で使用していることを確認した。

② コネクタ部の設置環境条件が適切であった根拠

原子力規制庁は、東京電力がコネクタ部の設計について耐環境性能に着目し屋外に必要な仕様要件を決定し、調達は仕様要件を満たす機器を選定していること、コネクタ部はメーカで製造されていること、維持管理については定期的な通信確認と外観検査を実施していたことを確認した。

③ SA 設備の衛星電話設備におけるキャリア選定が適切であった根拠

原子力規制庁は、柏崎刈羽原子力発電所の SA 設備における衛星電話設備のキャリアについて、東京電力がキャリアの違いによる設備の信頼性に有意な差はなく、衛星電話設備の設置場所の関係から高気密コネクタやケーブル長による伝送ロスを考慮した結果、選定したキャリアのみが許容できたことから、キャリア選定は妥当であると判断したことを確認した。

④ 検査対象事象が予見可能でなかった根拠

原子力規制庁は、東京電力が柏崎刈羽原子力発電所における過去の類似事象について調査したところ、2023 年にアンテナ2件の交換実績[5]があったが、メーカーの見解はいずれも施工後２年程度で発生した初期不良であり、施工後４年を経過した４件の LCO 逸脱事象とは異なっていること、メーカー及び他電力の過去の不具合実績に類似のものはないこと、本事象の未然防止につながる運転経験情報についてもなかったことから、予見可能ではなかったと判断したことを確認した。

（4）背景要因について

原子力規制庁は、東京電力が背景要因分析として、個々の検査対象事象の直接原因とは別に、衛星電話動作不能による LCO 逸脱が複数回連続で発生することを防げなかったことの要因について、上記（1）の体制、（2）に示す分析手法により、以下①から③の3項目を特定したことを確認した。

①衛星通信設備の機能喪失を防げなかった
②早期に対策を完了できず LCO の逸脱が連続した
③衛星通信設備の予備を設置しなかった

---

[5] 当該交換に関しては、当時 CR（コンディションレポート）が発行されていないことが確認されているが、品質保証上の問題であることから、日常検査の中で事業者の対応状況を確認することとしている。

上記（1）～（4）に示すとおり、東京電力において、「根本原因分析の実施マニュアル」で規定する手順に沿って根本原因及び背景要因を特定するための体制が整備され、分析手法が確立されていたこと、そして根本原因及び背景要因が導き出され、具体的かつ明確であったことから、原子力規制庁として、東京電力の行った根本原因及び背景要因の特定は妥当と判断する。

4．3　改善措置活動に係る確認結果

原子力規制庁は、改善措置活動に関し、東京電力が衛星電話設備（常設）が通信不能に至る直接原因、及び背景要因の分析で確認された知見に基づいて計画した4件の改善措置活動（別紙2参照）について、3．検査方針に記載の追加検査の確認の視点に沿って、以下のとおり確認した。

（1）アンテナ不具合への対策

原子力規制庁は、東京電力がアンテナの不具合の要因は、寒暖差によるICの劣化の加速によるものとしていることから、対策として当該設備の保全計画に関して、過去のアンテナ不具合に関する類似事象を含めた SRCM（簡略化信頼性重視保全[6]）評価を実施し、メーカ推奨更新周期（6年）を考慮した上で設備更新周期を4年に設定したことを確認した。

これを踏まえ、原子力規制庁は、東京電力が5号機緊急時対策所及び7号機中央制御室の衛星電話設備（常設）のアンテナ全てを交換したことを確認した。

（2）コネクタ不具合への対策

原子力規制庁は、東京電力がコネクタの不具合の要因は、コネクタとケーブルを接続する箇所(かしめ部)に水分浸入防止として取り付けられる熱収縮キャップの製造過程における加熱加工時の収縮のバラツキによってアンテナ側コネクタの熱収縮キャップとケーブルの間に微小な隙間が発生し毛細管現象による水分の浸入としていることから、対策として当該コネクタの熱収縮キャップの上に、自己融着テープを巻くことで水分の浸入防止を図ったことを確認した。

（3）衛星電話設備端末のステータスランプ点灯時における対策

原子力規制庁は、東京電力が衛星電話端末のステータスランプ（赤、橙）点灯時やエラーメッセージ表示時の対処方法（再起動など）、LCO 逸脱を判断する手順が明

---

[6] 機能故障解析、故障モード影響解析およびロジックツリー解析を行い、重要度等の評価を行った上で、対応すべき効果的な保全技術方式（状態監視保全、時間計画保全、事後保全等）を選定し、保全プログラムを策定する最適化ツール。

確でなかったため、これらの対処方法等を記載した手順書を新たに整備したことを確認した。

（4）衛星電話設備を必要台数確保するための対策

原子力規制庁は、東京電力が要因分析での知見に基づく改善措置活動として、衛星電話設備の必要台数を確保するため、予備の配置として以下を実施したことを確認した。

① 5号機緊急時対策所の衛星電話設備（常設）の追加配備

原子力規制庁は、東京電力が現場への追加配備を実施し、通電状態（ホットスタンバイ）とした予備（1台）の運用を開始（2025 年1月 30 日）したこと、当該追加設備について、使用前事業者検査を実施したことを確認した。なお、東京電力は 2026 年度中を目処に更に3台を予備として配備することを計画している。

② 7号機中央制御室の衛星電話設備（常設）の追加配備

原子力規制庁は、東京電力が、現場への追加配備を実施し、通電状態（ホットスタンバイ）とした予備（1台）として運用を開始（2025 年4月 28 日）したこと、当該追加設備について、使用前事業者検査を実施したことを確認した。

さらに、原子力規制庁は、東京電力が6号機中央制御室衛星電話設備についても、通電状態（ホットスタンバイ）とした予備の設備を含めた対策を実施したことを確認した。（2025 年5月 16 日）

上記（1）～（4）に示すとおり、東京電力において、4．1で抽出された設備不具合に対応する改善措置活動の計画が明確に定められていること、また4．2の背景要因の分析で確認された知見から衛星電話動作不能による LCO 逸脱が複数回発生したことの改善策が計画に含まれていることから、原子力規制庁としては、東京電力の改善措置活動に係る計画は妥当と判断する。

5. 結論

上記4. の検査結果で述べたように、原子力規制庁としては、東京電力柏崎刈羽原子力発電所 7 号機で発生した衛星電話設備（SA 設備）の4件の LCO 逸脱事象について、東京電力において、直接原因、根本原因及び背景要因の特定が適切に行われていること、これら特定された原因等を踏まえ、再発防止対策上有効な改善措置活動が適切に立案されていることを確認した。以上のことから、東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所は、自律的な改善が見込める状態であると認められる。

なお、4. 3の改善措置活動は引き続き行われていることから、原子力規制庁として、その活動の実施状況を基本検査により引き続き監視していく。